

竹富町空き家等掲示板制度実施要綱を次のように定める。

令和6年1月24日

竹富町長 前泊 正人

告示第4号

竹富町空き家等掲示板制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹富町（以下「町」という。）における空き家の有効利用を通じて住宅を必要とする移住定住希望者及び町民の住宅確保を図るため、「竹富町空き家等掲示板制度」（以下「掲示板」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもの（1年以上使用や居住形跡がないものをいい、建築する予定又は居住若しくは使用しなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないもので、町内の家屋及び敷地をいう。ただし、国、県、町が所有する土地に建築された家建物は除く。
- (2) 準空き家（「問題先送り空き家」）とは、空き家に該当しておらず、居住の用に供されるように一定期間必要な措置を講じていない建築物をいう。
- (3) 所有者とは、空き家に係る所有権又はその他の権利を有し、当該空き家の売却若しくは賃借を直接行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家等登録者とは、所有者若しくは同等の資格を有しかつ空き家等掲示板制度への情報提供、所有物件掲載を承諾した者をいう。
- (5) 利用希望者とは、町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者をいう。

(6) 八重山地区宅地建物取引業者会とは、八重山地区（石垣市、竹富町、与那国町等）を活動エリアとする不動産業者会不動産会社が所属する業者会。（以下、「業者会」という。）

(7) 竹富町空き家等掲示板制度とは、不動産の市場性と流動性を上げて空き家等の利活用や移住定住等を目的として空き家の利用希望者に町役場ホームページを通じて情報提供を行うシステムをいう。（以下、「掲示板」という。）

（掲示板への空き家等登録の申込み等）

第3条 空き家等登録者により申込みを受けた業者会は、会員不動産会社の中から適当な不動産会社を決定し、その代理若しくは媒介を行う者（業者会を介さない場合はその空き家等登録者）は、遅滞なく町長へその内容を報告するものとする。

2 空き家等登録者は「竹富町空き家等掲示板制度に係る情報提供承諾書」を町長へ提出しなければならない。

3 空き家等登録者は掲示板の内容に変更または掲示板から抹消の必要が生じた際には「竹富町空き家等掲示板情報変更・抹消届出書」を町長へ提出しなければならない。

4 町長は物件登録をしていない空き家等のうち、登録することが適当と認めるものは当該物件の所有者に対し、掲示板への登録を勧めることができる。

（情報提供及び利用登録）

第4条 町長は必要に応じて、空き家等登録者による提供情報を基に作成した書類等の情報を公開することにより利用希望者に提供するものとする。

（利用希望者の申請要件）

第5条 利用希望者は、その利用において、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 当町に定住する意志があり、税金等の滞納がない者

(2) 町内の自然環境や生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

（交渉の申込み及び通知）

第6条 掲示板へ申込みを行いたい利用希望者は、各物件情報欄内に記載の当該物件担当不動産業者に直接申し込むものとする。

（空き家登録者と利用希望者の交渉等）

第7条 町長は、空き家登録者と利用希望者の交渉、売買、賃貸借契約等に関することについて、これに一切関与をしないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布日から施行する。